

# 公募に関するQ&A

## 公募に関して

Q1	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業は、どこの管轄か？
A1	経済産業省になります。
Q2	補助率・補助上限額は？
A2	補助率は補助対象経費の1/2以内となります。 また、補助額の上限は350万円を予定しております。補助対象経費は税抜の金額となります。
Q3	マンションの改修をするが、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業補助金の対象となるか？
A3	公募要領P5の(3)申請者の資格についての③に明記されていますが集合住宅は対象外となります。
Q4	先進省エネルギーシステムとは具体的にどのようなものか？
A4	「先進省エネルギーシステム」とは、自然エネルギー等を取り入れた設計手法又は制御機構で先進性が認められるもので、「SII」が「先進省エネルギーシステム」と認めるシステムとなります。 内容についてはご提案いただいたシステムの中でSIIが判断いたしますが、エネルギーの消費削減率に寄与することが必要です。
Q5	その他省エネルギーシステムとは具体的にどのようなものなのか？
A5	暖房・冷房・換気・給湯・照明設備のいずれか1つ以上の設備のエネルギー削減に資するもので、その効果を算定出来る先導的なシステムであると「SII」が認めるものが対象となります。 一般化されているものであっても、効果が算定出来るものであれば申請は可能です。
Q6	「先進省エネルギーシステム」の事前相談は必要でしょうか？
A6	要件を満たした「先進省エネルギーシステム」を1つ以上導入することは必須要件ですが 平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)の要件を満たした「先進省エネルギーシステムを導入する場合は、事前相談は必要ではありません。 (「平成24年度の応募要件を満たした『先進省エネルギーシステム』一覧」を参照) システム提案者より使用許諾を得た上で、「先進省エネルギーシステム事前相談結果票の写し」を入手し、申込書に添付してください。 但し、新たに「先進省エネルギーシステム」をご提案される場合は、平成24年7月20日(金)～8月3日(金)までの期間で事前相談が必要となります。
Q7	申請は邸別なのか、システムでも可能なのか？
A7	邸別となります。
Q8	申請の評価はどこが行うのか？
A8	学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会にはかり、審査項目に従って審査を行います。
Q9	事業期間とは何か？
A9	予約者決定後に行っていただく契約・着工から、申請内容に係る工事及び補助対象工事の支払いが完了した日までのことをいいます。

Q10	建設住宅性能評価書の代わりに長期優良住宅の等級4でも代用可能か？
A10	建設住宅性能評価の温熱環境に関する評価の省エネルギー対策の等級4が必要となるため代用不可となります。
Q11	手続代行者の定義について教えてほしい。
A11	<p>申込の手続きを代理するもの(以下、手続代行者という)は申込者の了承の元で依頼された内容について、間違いや不備等のないよう注意して申込を行ってください。手続代行者による申込の場合は申込書類に関するSIIからの問い合わせや訂正依頼等は原則として手続代行者へ連絡させていただきます。</p> <p>申込者の不利益にならないよう対応してください。</p> <p>なお、予約者決定通知等の正式な通知書面等は申込者に郵送されます。</p>
Q12	予約者決定は先着順ですか？
A12	<p>先着順ではありません。</p> <p>一次エネルギー削減量・削減率、費用対効果、先進性等を参考にしつつ審査委員会の審査を踏まえ、補助事業者を選定します。</p>
Q13	事前契約、事前着工の定義について教えてほしい。
A13	予約決定日より前の契約・着工は認めませんが、補助対象以外の契約・着工は可能です。
Q14	補助対象として申請しなければ、断熱工事の予約者決定通知前の契約・着工は認められるか？
A14	<p>認めることとします。</p> <p>ただし、補助対象となる部分については必ず予約者決定通知後に契約・着工していただけますようお願いいたします。</p>
Q15	仕様要件を満たさない断熱仕様で予約者決定前に契約は行なっても、予約者決定通知後に仕様要件を満たす変更契約を行えば、次世代省エネルギー基準仕様との差額を補助対象として認められるか？
A15	<p>変更契約は認められません。予約者決定通知後に、前契約を解約し、使用要件を満たす請負契約を新たに締結してください。(断熱部分について予約者決定通知前に着工していない場合に限る。)</p> <p>予約者決定通知後に、『工事着工届出書』『新たに締結した「工事請負契約書の写し(コピー)」』『工程表』等をご提出ください。</p>
Q16	事前相談は行わず、公表された「先進省エネルギーシステム」から、選定し、申込を行うことは可能か？
A16	<p>事業者はHPで公表されたシステムから、「先進省エネルギーシステム」を導入し、補助金申請することが可能です。(公表されたシステムを使用する場合、必ずシステム提案者と相談をして了解を取って下さい。申請の際には送付される『事前相談結果票』のコピーの添付と実施計画書に『事前相談結果No.』を記載していただく必要がございます。)</p> <p>なお、新たに「先進省エネルギーシステム」をご提案される場合は、事前相談期間内(平成24年7月20日～平成24年8月3日)に所定の手続きを行ってください。</p>

## 一次エネルギー消費削減量/削減率の算出方法に関して

Q1	「住宅事業建築主の判断の基準」で公開されている算定用Webプログラムを使用するのか？
A1	その通りです。 算定用プログラムで計算していただいた標準一次エネルギー消費量から断熱強化及び設備性能向上等による一次エネルギー消費削減量と太陽光発電による創エネルギー量をそれぞれ減じた結果がゼロ以下である事が求められます。 ただし、「先進省エネルギーシステム」には該当せず、且つ算定用Webプログラムでは算定できないシステムで申請する場合は「その他省エネルギーシステム」として、事前相談期間内(平成24年7月20日(金)から平成24年8月3日(金))に事前相談を行ってください。
Q2	既築のゼロエネルギー評価はゼロが必須か？
A2	必須です。

## Q値に関して

Q1	Q値は物件ごとに計算する必要があるか？
A1	邸別ごとに算出していただく必要がございます。
Q2	Q値の証明は必要か？
A2	例えばSMASH等のソフトを利用して計算いただいたもの(様式自由)や、HPにご用意しております定型様式8を利用して計算いただいたものを邸別にご提出いただきます。
Q3	Q値は、型式適合認定を用いることは可能か？
A3	不可です。
Q4	Q値算定にあたりU値を認定等で公式に認められた数値を使うことは可能か？
A4	認められたU値を用いることは可能です。
Q5	既築のQ値算出方法は新築と同じか？
A5	同様ですが、仕様規定も認めます。
Q6	既築の改修しない部分の断熱仕様のエビデンスはどのようにするのか？
A6	次世代省エネルギー基準の仕様規定を満たしていることを確認できる資料が必要となります。(個別対応となります。)

## 太陽光発電システムに関して

Q1	太陽光発電の売電分も評価対象としてよいのか？
A1	はい。評価対象となります。
Q2	太陽光発電やエネルギー計測装置を必須ではあるが補助対象外なのか？
A2	太陽光発電やエネルギー計測装置に関しては補助対象外とさせていただきます。

## 補助対象費用に関して

Q1	補助対象費用のうち、断熱については、どの部分から補助対象として計上できるのか？
A1	(新築)次世代省エネルギー基準仕様との差額が補助対象となります。 (既築)次世代省エネルギー基準仕様に改修するための材料等の購入・据え付けに要する費用が補助対象となります。
Q2	躯体を利用した先進省エネルギーシステムの設計を行う場合、その効果がSIIIに認められれば、躯体部分も対象となるのか？(例えば、土間コンクリートで蓄熱を行う場合、何処までが補助対象か)
A2	躯体部分、及び躯体と一体となるものについては補助対象外となります。
Q3	エネルギー計測装置は補助対象外となっておりますが、HEMSも補助対象外となるか？
A3	本事業においてエネルギー計測装置については補助対象外となります。HEMSについても対象外です。 ただしSIIではエネルギー管理システム導入促進事業費補助金の事業を行っており、そちらの要件を満たしている機器であれば申請を行うことは可能です。 詳しくはSIIホームページより公募要領をご確認ください。
Q4	申込後の仕様変更(設備変更、プランの変更等)は認められるか？
A4	その都度、SIIの主査にご相談ください。 ただし、一次エネルギー消費削減率が悪くなるものに関しては原則認めません。

## 補助金の併用について

Q1	地方自治体の補助金との併用は可能か？
A1	地方自治体の独自財源を基に行われている場合は併用可能になります。 詳細につきましては、各地方自治体へご確認ください。
Q2	太陽光発電について、他の補助金と併用する事は可能か？
A2	太陽光発電はネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業補助金の補助対象外になりますので、他の補助金を受給していただけます。